

株 主 各 位

東京都品川区南大井三丁目2番2号
田 中 商 事 株 式 会 社
代表取締役社長 鳥 谷 部 毅

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前11時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区南大井三丁目2番2号
田中商事本社ビル7階 多目的ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第55期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tanakashoji.co.jp>）に掲載させていただきます。

本総会は、ノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は政府による経済政策を背景に企業収益が改善傾向にあるなど回復基調の期待感が見られたものの、年度後半は海外経済の下振れ懸念から、実体経済は不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する建設関連業界におきましては、政府の経済政策を背景に公共投資は回復基調となっているものの、民間設備投資については景気回復の期待感ほどの需要は発生せず、市況は、やや停滞感のある状況で推移しました。

(当社の取り組み)

このような状況の中、当社グループにおきましては、差別化戦略の1つとしている広域営業ネットワーク網を活用した「早期の情報収集」「現場の対応」による積極的な物件受注を推進してまいりました。加えて、営業ネットワーク網の拡充として、平成27年6月には大阪市淀川区へ大阪営業所を開設し、関西地区の強化及び市場の拡大に尽力してまいりました。

一方、子会社の株式会社木村電気工業におきましては、企業グループ間の連携を強化し主力商品の販路の拡大等、業績向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は29,052,134千円（前期比101.8%）となり、利益面におきましては営業利益1,294,258千円（前期比107.1%）、経常利益1,296,558千円（前期比108.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益791,229千円（前期比108.1%）となりました。

## 企業集団の商品分類別の売上高状況

(単位：千円)

| 商 品 類     | 第54期売上高    | 構 成 比 | 第55期売上高    | 構 成 比 |
|-----------|------------|-------|------------|-------|
| 電 線 類     | 9,026,899  | 31.6% | 8,480,945  | 29.2% |
| 照 明 器 具 類 | 5,721,100  | 20.1  | 5,781,091  | 19.9  |
| 配・分電盤類    | 7,000,363  | 24.5  | 6,829,646  | 23.5  |
| 家 電 品 類   | 4,281,289  | 15.0  | 5,528,922  | 19.0  |
| そ の 他     | 2,501,990  | 8.8   | 2,431,528  | 8.4   |
| 合 計       | 28,531,643 | 100.0 | 29,052,134 | 100.0 |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業グループの設備投資の総額は314,740千円であります。

これは主に、平成27年6月に新設いたしました大阪営業所（大阪府大阪市）の建物等取得によるものであります。当該設備投資の資金は、自己資金及び金融機関からの借入にて充当しております。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況  
企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第52期<br>(平成25年3月期) | 第53期<br>(平成26年3月期) | 第54期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) | 第55期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 23,435,158         | 26,743,984         | 28,531,643                      | 29,052,134                      |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 604,672            | 959,465            | 1,199,005                       | 1,296,558                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 264,633            | 525,971            | 731,778                         | 791,229                         |
| 1株当たり当期純利益(円)                | 30.04              | 59.71              | 83.08                           | 89.83                           |
| 総 資 産 (千円)                   | 20,397,829         | 22,687,535         | 22,924,197                      | 22,334,277                      |
| 純 資 産 (千円)                   | 8,331,858          | 8,602,327          | 9,315,512                       | 9,883,357                       |
| 1株当たり純資産額(円)                 | 945.90             | 976.62             | 1,057.60                        | 1,122.08                        |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名      | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                  |
|------------|----------|----------|--------------------------------|
| 株式会社木村電気工業 | 49,900千円 | 100.0%   | 有線・無線・通信用産業用各種<br>高周波同軸コネクタの製造 |

(4) 対処すべき課題

今後の当企業グループを取巻く経営環境は、依然として不安材料は存在するものの、先行きの好材料による回復基調が期待されます。

このような状況において当社グループでは、強固な経営基盤を拡充するため、積極的な物件受注を継続し推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

電気材料及び電気器具の卸売

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地        |
|---|---|---|---|----------|
| 本 | 社 | 東 | 京 | 都 品 川 区  |
| 東 | 京 | 都 | 品 | 川 区      |
| 城 | 西 | 都 | 杉 | 並 区      |
| 城 | 南 | 都 | 世 | 田 谷 区    |
| 城 | 北 | 都 | 練 | 馬 区      |
| 渋 | 谷 | 都 | 渋 | 谷 区      |
| 池 | 袋 | 都 | 板 | 橋 区      |
| 台 | 東 | 都 | 台 | 東 区      |
| 王 | 子 | 都 | 北 | 区        |
| 蒲 | 田 | 都 | 大 | 田 区      |
| 多 | 摩 | 都 | 三 | 鷹 市      |
| 大 | 宮 | 埼 | 玉 | 県 さいたま市  |
| 所 | 沢 | 埼 | 玉 | 県 入間郡    |
| 川 | 越 | 埼 | 玉 | 県 川越市    |
| 川 | 口 | 埼 | 玉 | 県 川口市    |
| 越 | 谷 | 埼 | 玉 | 県 越谷市    |
| 坂 | 戸 | 埼 | 玉 | 県 鶴ヶ島市   |
| 熊 | 谷 | 埼 | 玉 | 県 熊谷市    |
| 宇 | 都 | 栃 | 木 | 県 宇都宮市   |
| 横 | 浜 | 神 | 奈 | 川 県 横浜市  |
| 横 | 浜 | 神 | 奈 | 川 県 横浜市  |
| 横 | 浜 | 神 | 奈 | 川 県 横浜市  |
| 京 | 浜 | 神 | 奈 | 川 県 横浜市  |
| 川 | 崎 | 神 | 奈 | 川 県 川崎市  |
| 川 | 崎 | 神 | 奈 | 川 県 川崎市  |
| 町 | 田 | 東 | 京 | 都 町田市    |
| 八 | 王 | 東 | 京 | 都 八王子市   |
| 相 | 模 | 神 | 奈 | 川 県 相模原市 |
| 湘 | 南 | 神 | 奈 | 川 県 藤沢市  |

| 名 称         | 所 在 地         |
|-------------|---------------|
| 城 東 営 業 所   | 東 京 都 葛 飾 区   |
| 江 東 営 業 所   | 東 京 都 江 東 区   |
| 埼 京 営 業 所   | 東 京 都 足 立 区   |
| 江 戸 川 営 業 所 | 東 京 都 江 戸 川 区 |
| 千 葉 営 業 所   | 千 葉 県 千 葉 市   |
| 船 橋 営 業 所   | 千 葉 県 船 橋 市   |
| 松 戸 営 業 所   | 千 葉 県 松 戸 市   |
| 柏 営 業 所     | 千 葉 県 柏 市     |
| 札 幌 営 業 所   | 北 海 道 札 幌 市   |
| 札 幌 東 営 業 所 | 北 海 道 札 幌 市   |
| 釧 路 営 業 所   | 北 海 道 釧 路 市   |
| 函 館 営 業 所   | 北 海 道 函 館 市   |
| 仙 台 営 業 所   | 宮 城 県 仙 台 市   |
| 郡 山 営 業 所   | 福 島 県 郡 山 市   |
| 八 戸 営 業 所   | 青 森 県 八 戸 市   |
| 名 古 屋 営 業 所 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |
| 静 岡 営 業 所   | 静 岡 県 静 岡 市   |
| 沼 津 営 業 所   | 静 岡 県 沼 津 市   |
| 富 士 営 業 所   | 静 岡 県 富 士 市   |
| 豊 橋 営 業 所   | 愛 知 県 豊 橋 市   |
| 藤 枝 営 業 所   | 静 岡 県 藤 枝 市   |
| 浜 松 営 業 所   | 静 岡 県 浜 松 市   |
| 大 阪 営 業 所   | 大 阪 府 大 阪 市   |
| 大 阪 南 営 業 所 | 大 阪 府 大 阪 市   |
| 福 岡 営 業 所   | 福 岡 県 福 岡 市   |
| 熊 本 営 業 所   | 熊 本 県 熊 本 市   |
| 小 倉 営 業 所   | 福 岡 県 北 九 州 市 |

② 子会社の主要な営業所及び工場

| 名 称           | 所 在 地       |
|---------------|-------------|
| 株式会社木村電気工業 本社 | 東 京 都 北 区   |
| 株式会社木村電気工業 工場 | 茨 城 県 鉾 田 市 |

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 383名 | 4名減         |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 374名 | 4名減       | 37.7歳 | 12.7年  |

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行    | 2,100,000千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,600,000   |
| 株式会社みずほ銀行     | 1,600,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 600,000     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,328,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,832,000株  |
| ③ 株主数      | 3,704名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株主名                       | 持株数     | 持株比率  |
|---------------------------|---------|-------|
| 河合日出雄                     | 2,651千株 | 30.1% |
| 河合きよ子                     | 264     | 3.0   |
| 株式会社SBI証券                 | 185     | 2.1   |
| 田中商事従業員持株会                | 180     | 2.0   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 134     | 1.5   |
| 森田健                       | 133     | 1.5   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 132     | 1.5   |
| 河合宏美                      | 114     | 1.3   |
| 川崎義行                      | 98      | 1.1   |
| 三菱電機住環境システムズ株式会社          | 77      | 0.8   |

(注) 持株比率は自己株式（23,945株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況       |
|----------|-------|--------------------|
| 代表取締役社長  | 鳥谷部 毅 |                    |
| 常務取締役    | 春日 国敏 | 管理本部長兼経理部長兼経営企画室長  |
| 取締役      | 安部 安生 | 営業本部長              |
| 取締役      | 山口 智  | 仕入部長兼営業管理室長        |
| 取締役      | 伊藤 淳  | 西日本物件担当部長兼東海営業部長   |
| 取締役      | 玉木 修  | 東日本物件担当部長兼東京中央営業部長 |
| 常勤監査役    | 南部 富男 |                    |
| 監査役      | 福田 大助 | 弁護士                |
| 監査役      | 川本 典行 | 税理士                |

(注) 1. 監査役福田大助氏及び監査役川本典行氏は、社外監査役であります。

なお、当社は、監査役川本典行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査役川本典行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役川本典行氏は、税理士の資格を有しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額               |
|--------------------|-----------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(-) | 82,345千円<br>(-)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 9,500<br>(5,500)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(2)  | 91,845<br>(5,500) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第46回定時株主総会において年額2億1,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第46回定時株主総会において年額2,400万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・役員賞与の当事業年度の増加額
 

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 取 締 役 6名 | 23,500千円                |
| 監 査 役 3名 | 550千円（うち社外監査役 2名 250千円） |
  - ・役員退職慰労引当金の当事業年度の増加額
 

|          |         |
|----------|---------|
| 取 締 役 6名 | 8,192千円 |
| 監 査 役 1名 | 100千円   |

## ③ 社外役員に関する事項

- イ 社外取締役の重要な兼職の状況(他会社の業務執行者である場合)  
該当事項はありません。
- ロ 社外監査役の重要な兼職の状況(他会社の社外役員である場合)  
該当事項はありません。

#### ④ 社外役員の子な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                          |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 福 田 大 助 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門知識の見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 川 本 典 行 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門知識の見地から発言を行っております。 |

#### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、前回の改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年6月29日開催予定の第55回定時株主総会に上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

東陽監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 18,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当監査役会は、会社都合の場合の他以下の事由が生じた場合に、取締役会に対し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

イ. 会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断された場合

ロ. 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

平成28年3月31日現在、当社が取締役会において定めている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理要領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程（以下、関連規程等という）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

ハ. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ITを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。

当社取締役会には当社子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施する。

へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

ト. 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等に対して報告を求める。

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査役会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

チ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理要領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

リ. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

ヌ. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ. コンプライアンスについては、当社及びその子会社の役職員に対して、企業倫理要領の再確認となる社内研修を開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

ロ. 当社及びその子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題等が発生した場合には適時関係部署への指示を行っております。

ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制は適切に運用されています。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,436,517	流動負債	11,162,464
現金及び預金	1,057,143	支払手形及び買掛金	4,320,629
受取手形及び売掛金	8,989,755	短期借入金	5,990,000
商品及び製品	1,151,249	未払法人税等	311,637
仕掛品	162	賞与引当金	159,257
原材料及び貯蔵品	24,596	その他	380,939
繰延税金資産	104,214	固定負債	1,288,455
その他	117,398	退職給付に係る負債	1,202,062
貸倒引当金	△8,003	役員退職慰勞引当金	43,392
固定資産	10,897,759	その他	43,000
有形固定資産	10,054,136	負債合計	12,450,919
建物及び構築物	2,973,008	(純資産の部)	
土地	6,903,804	株主資本	9,885,638
その他	177,324	資本金	1,073,200
無形固定資産	242,835	資本剰余金	951,153
借地権	183,254	利益剰余金	7,875,101
その他	59,581	自己株式	△13,816
投資その他の資産	600,787	その他の包括利益累計額	△2,280
繰延税金資産	399,896	その他有価証券評価差額金	25,484
その他	355,642	退職給付に係る調整累計額	△27,764
貸倒引当金	△154,751	純資産合計	9,883,357
資産合計	22,334,277	負債・純資産合計	22,334,277

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		29,052,134
売 上 原 価		24,406,331
売 上 総 利 益		4,645,803
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,351,544
営 業 利 益		1,294,258
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	5,679	
そ の 他	18,848	24,574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,274	22,274
経 常 利 益		1,296,558
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,838	18,838
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19,104	
固 定 資 産 売 却 損	14	
減 損 損 失	55,179	74,298
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,241,098
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	460,964	
法 人 税 等 調 整 額	△11,095	449,868
当 期 純 利 益		791,229
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		791,229

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,073,200	951,153	7,304,075	△13,747	9,314,682
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△220,203		△220,203
親会社株主に帰属する 当期純利益			791,229		791,229
自己株式の取得				△69	△69
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	571,025	△69	570,956
当期末残高	1,073,200	951,153	7,875,101	△13,816	9,885,638

	その他の包括利益累計額			純 合 資 産 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	32,366	△31,536	830	9,315,512
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△220,203
親会社株主に帰属する 当期純利益				791,229
自己株式の取得				△69
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△6,882	3,771	△3,110	△3,110
連結会計年度中の変動額合計	△6,882	3,771	△3,110	567,845
当期末残高	25,484	△27,764	△2,280	9,883,357

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 1社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社木村電気工業

② 非連結子会社の状況

- イ. 主要な非連結子会社の名称 八汐電気株式会社
- ロ. 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- イ. 非連結子会社の名称 八汐電気株式会社
- ロ. 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、製品、仕掛品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 当社及び連結子会社は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式にて処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,226,552千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,832千株	一千株	一千株	8,832千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年6月26日開催の第54回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 132,122千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

ロ. 平成27年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 88,081千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月8日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成28年6月29日開催の第55回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 132,120千円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当額 | 15円 |
| ・基準日 | 平成28年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成28年6月30日 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、主に電設資材の卸売りをを行うため、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、資金調達については資本コスト等を考慮し、原則銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について、管理部門における営業管理室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,057,143千円	1,057,143千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	8,989,755	8,989,755	－
(3) 投資有価証券	59,963	59,963	－
資産計	10,106,863	10,106,863	－
(1) 支払手形及び買掛金	4,320,629	4,320,629	－
(2) 短期借入金	5,990,000	5,990,000	－
(3) 未払法人税等	311,637	311,637	－
負債計	10,622,266	10,622,266	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,122円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	89円83銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 山 正 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 木 康 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,191,161	流動負債	11,039,481
現金及び預金	978,326	支払手形	904,776
受取手形	4,119,837	買掛金	3,398,365
売掛金	4,772,905	短期借入金	5,900,000
商物品	1,112,610	リース債務	9,928
貯蔵品	5,885	未払金	88,423
前払費用	9,267	未払費用	115,035
繰延税金資産	92,500	未払法人税等	305,962
その他	107,833	未払消費税等	67,338
貸倒引当金	△8,003	預り金	20,511
固定資産	10,935,441	賞与引当金	158,773
有形固定資産	9,913,823	その他	70,365
建物	2,890,224	固定負債	1,241,057
構築物	55,691	退職給付引当金	1,161,905
機械及び装置	8,867	役員退職慰労引当金	43,392
車両運搬具	100,416	リース債務	14,032
工具・器具・備品	30,758	その他	21,728
土地	6,803,904	負債合計	12,280,538
リース資産	23,960	(純資産の部)	
無形固定資産	241,671	株主資本	9,820,580
借地権	183,254	資本金	1,073,200
その他	58,416	資本剰余金	951,153
投資その他の資産	779,946	資本準備金	951,153
投資有価証券	59,963	利益剰余金	7,810,043
関係会社株式	280,866	利益準備金	125,000
長期貸付金	4,856	その他利益剰余金	7,685,043
破産・更生債権等	165,643	固定資産圧縮積立金	44,113
繰延税金資産	387,504	別途積立金	6,648,000
差入保証金・敷金	13,289	繰越利益剰余金	992,930
その他	22,575	自己株式	△13,816
貸倒引当金	△154,751	評価・換算差額等	25,484
		その他有価証券評価差額金	25,484
資産合計	22,126,603	純資産合計	9,846,064
		負債・純資産合計	22,126,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,777,254
売 上 原 価		24,272,692
売 上 総 利 益		4,504,561
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,262,152
営 業 利 益		1,242,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,725	
そ の 他	16,914	22,640
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,763	21,763
経 常 利 益		1,243,285
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,838	18,838
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,893	
固 定 資 産 売 却 損	14	
減 損 損 失	55,179	72,086
税 引 前 当 期 純 利 益		1,190,037
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	454,592	
法 人 税 等 調 整 額	△9,992	444,599
当 期 純 利 益		745,437

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	38,150	6,198,000	923,660	7,284,810
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	5,962	—	△5,962	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	450,000	△450,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△220,203	△220,203
当期純利益	—	—	—	—	—	—	745,437	745,437
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	5,962	450,000	69,270	525,233
当 期 末 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	44,113	6,648,000	992,930	7,810,043

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△13,747	9,295,417	32,366	32,366	9,327,783
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△220,203	—	—	△220,203
当期純利益	—	745,437	—	—	745,437
自己株式の取得	△69	△69	—	—	△69
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△6,882	△6,882	△6,882
事業年度中の変動額合計	△69	525,163	△6,882	△6,882	518,281
当 期 末 残 高	△13,816	9,820,580	25,484	25,484	9,846,064

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
 - ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から処理しております。
また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- | | |
|-------------|---|
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
|-------------|---|

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|-----------------|---|
| ① 退職給付に係る会計処理方法 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ② 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,974,510千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 8,166千円 |
| 短期金銭債務 | 6,173 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	119,498千円
仕入高	43,716

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	23,846株	99株	一株	23,945株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

退職給付引当金	355,870千円
役員退職慰労引当金	13,286
貸倒引当金	50,052
賞与引当金	48,997
未払事業税	19,850
その他	125,652
繰延税金資産小計	613,710
評価性引当額	△102,989
繰延税金資産合計	510,720
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,247
固定資産圧縮積立金	19,468
繰延税金負債合計	30,715
繰延税金資産の純額	480,004

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は29,103千円減少し、法人税等調整額が29,735千円、その他有価証券評価差額金が631千円、固定資産圧縮積立金が1,093千円、それぞれ増加しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,177円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円63銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 山 正 則 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 木 康 行 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中商事株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月20日

田中商事株式会社 監査役会

常勤監査役	南	部	富	男	㊟
社外監査役	福	田	大	助	㊟
社外監査役	川	本	典	行	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、当期の業績の他に内部留保の状況、資本政策等を総合的に勘案いたしまして、普通配当15円といたしたいと存じます。これにより、すでに実施いたしました中間配当（1株につき10円）を加えました年間配当は、1株につき25円となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は132,120,825円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当該規定を新設するものです。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設し、同条の一部を内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。

(4) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更を行なうものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	改 正 案
<u>(自己株式の取得)</u> 第6条 当社は、取締役会の決議によつて市場取引等により自己株式を取得することができる。	(削除)

現 行 定 款	改 正 案
<p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の1第3項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議により定める。</p>
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第29条 取締役会の決議により相談役および顧問を若干名定めることができる。</p>	<p>(相談役および顧問)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	

現 行 定 款	改 正 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、監査役の中からその決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	改 正 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> 第31条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議により 常勤の監査等委員を選定すること ができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集手続)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監 査等委員に対し、会日の3日前ま でに発するものとする。ただし、 緊急の必要がある場合は、この期 間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、監査等委 員の過半数が出席し、その過半数 をもってこれを行う。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法 令または本定款に別段の定めがあ る場合を除き、監査等委員会の定 める監査等委員会規則による。

現 行 定 款	改 正 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当)</p> <p>第47条 当社は定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	改 正 案
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金については、利息を付けないものとする。</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、第55回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とりやべ つよし 鳥谷部 毅 (昭和44年11月13日生)	昭和63年3月 当社入社 平成19年6月 当社首都圏第一営業部長 兼東京営業所長 平成20年4月 当社営業本部長 平成20年6月 当社取締役営業本部長 平成23年6月 当社代表取締役社長 兼営業本部長 平成25年10月 当社代表取締役社長（現任）	7,190株
2	かす が くに とし 春日 敏 (昭和45年1月27日生)	平成6年4月 当社入社 平成16年4月 当社広報室長 平成17年4月 当社経営企画室長 平成20年6月 当社取締役経営企画室長 平成21年6月 当社取締役管理本部長兼経理 部長兼経営企画室長 平成24年6月 当社常務取締役管理本部長 兼経理部長兼経営企画室長 (現任)	1,000株
3	あ べ やす おし 安部 安生 (昭和43年10月15日生)	昭和63年3月 当社入社 平成11年10月 当社東北営業部長 兼仙台営業所長 平成15年2月 当社首都圏第二営業部長 平成19年3月 当社首都圏第二営業部長 兼大宮営業所長 平成20年10月 当社首都圏第一営業部長 兼大宮営業所長 平成24年6月 当社取締役東部地区物件担当 部長兼首都圏第一営業部長 兼大宮営業所長 平成25年10月 当社取締役営業本部長（現任）	2,410株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	やまぐち さとし 山口 智 (昭和39年11月2日生)	昭和60年3月 当社入社 平成15年2月 当社東北営業部長 平成18年10月 当社東北営業部長 兼仙台営業所長 平成19年10月 当社営業管理室次長 平成20年10月 当社営業管理室長 平成23年6月 当社取締役仕入部長 兼営業管理室長(現任)	8,700株
5	いとう じゅん 伊藤 淳 (昭和44年9月22日生)	平成3年4月 当社入社 平成18年8月 当社東海営業部長 兼豊橋営業所長 平成20年7月 当社東海営業部長 兼浜松営業所長 平成24年6月 当社取締役西部地区物件担当 部長兼東海営業部長 兼浜松営業所長 平成25年10月 当社取締役西日本物件担当 部長兼東海営業部長 平成28年4月 当社取締役中央地域物件担当 部長兼首都圏中央第一営業部長 (現任)	1,300株
6	たまき おきむ 玉木 修 (昭和48年3月22日生)	平成7年4月 当社入社 平成19年5月 当社首都圏第五営業部長 兼城東営業所長 平成20年4月 当社首都圏第一営業部長 兼東京営業所長 平成22年9月 当社東京中央営業部長 兼東京営業所長 平成24年6月 当社取締役中央地区物件担当 部長兼東京中央営業部長 兼東京営業所長 平成25年10月 当社取締役東日本物件担当 部長兼東京中央営業部長 平成28年4月 当社取締役西部地域物件担当 部長兼東海営業部長(現任)	1,200株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	南 部 富 男 (昭和22年5月20日生)	昭和42年6月 当社入社 昭和58年3月 当社沼津営業所長 平成6年7月 当社仕入部長 平成17年5月 当社仕入部副主幹 平成23年8月 当社退職 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	10,000株
2	福 田 大 助 (昭和30年10月27日生)	昭和55年4月 日本航空株式会社入社 平成2年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 平成10年6月 当社監査役(現任)	0株
3	川 本 典 行 (昭和30年4月8日生)	昭和55年3月 唐沢公認会計士事務所入所 昭和61年3月 税理士登録 平成11年4月 川本会計事務所開設 平成20年6月 当社監査役(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、川本典行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員(社外取締役)として届け出ることを予定しております。

- (1) 福田大助氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識に基づき、当社の社外監査役として様々な問題提起を積極的に行っていただきました。引き続き同氏の知識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (2) 川本典行氏につきましては、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門知識に基づき、当社の社外監査役として様々な問題提起を積極的に行っていただきました。引き続き同氏の知識を活かして社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 福田大助氏の当社監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって18年であります。また、川本典行氏の当社監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって8年であります。
4. 福田大助及び川本典行の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
当社の取締役の報酬等の限度額は、平成19年6月27日開催の第46回定時株主総会において、年額2億1,600万円以内と決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額につきまして、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額2億1,600万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額2,400万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任監査役に対し役員退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役南部富男氏、福田大助氏、川本典行氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
南部富男	平成24年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
福田大助	平成10年6月 当社監査役（現在に至る）
川本典行	平成20年6月 当社監査役（現在に至る）

以上

第55回定時株主総会会場ご案内図

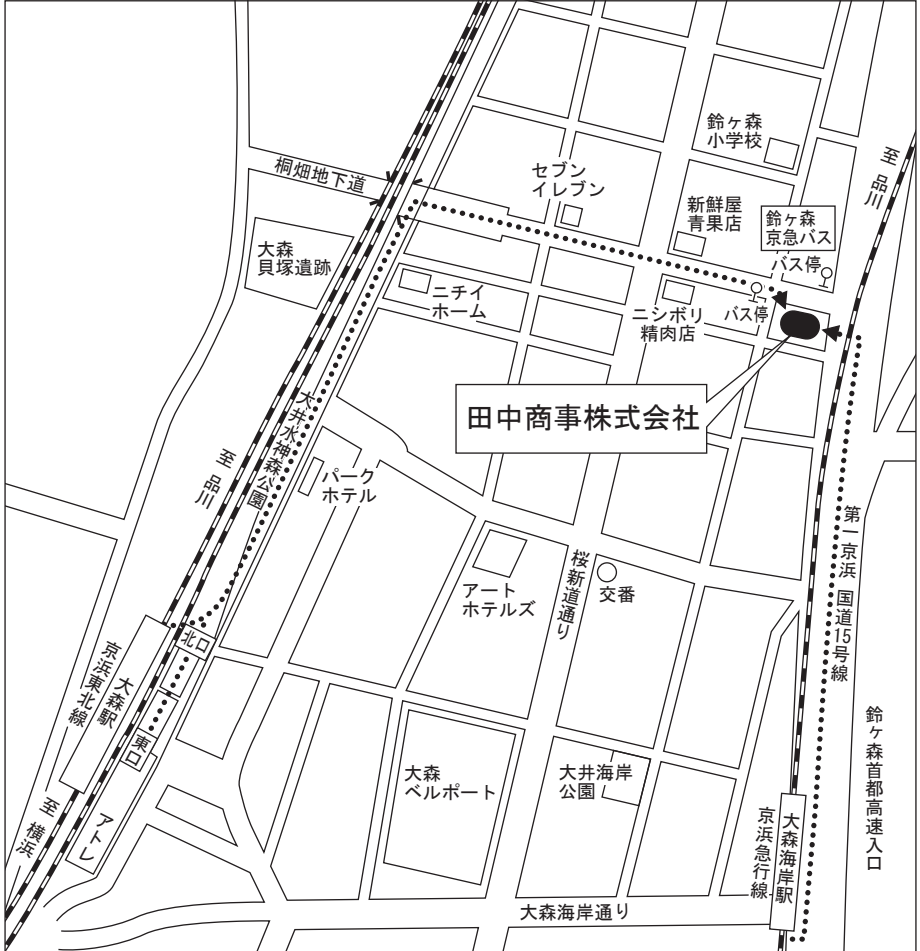
会場…東京都品川区南大井三丁目2番2号

当本社 7階 多目的ホール

TEL (03) 3765-5211 (大代表)

◎京浜急行線 大森海岸駅 徒歩 (品川寄り) 5分

◎JR京浜東北線 大森駅 徒歩10分



ご利用駅より点線に沿ってご来社ください。